

委員提出資料

目 次

- 駒崎委員提出資料 P. 1
- 古渡委員提出資料 P. 3

意見書

【特例給付について】

- ・ 自治体から「3歳以降の受け皿がなく、連携施設が用意できません」と言われています。この問題を解決しなければ、小規模保育が増加していったところで、3歳で再び待機児童を増やすこととなります
- ・ これに対し、卒園時に行き先が無い3歳児を、特例給付を活用し、小規模保育所で預かり続けられるようにすることは、最もスムーズな解決策です
- ・ 一方自治体からは「国から特例給付に関する詳細が出てないので、本当にそういうレベルで特例給付が使えるのか分からない」と言われました
- ・ そこで、特例給付について自治体も判断できるような概要文書を出して頂けると嬉しいです。その際、下記の視点を忘れないで頂きたいです
 - 小規模保育において、3歳児以降を預かり続けても、人員を削減できるわけではないため、2歳児の小規模公定価格と差を設けないよう注意してほしい

【バリアフリー法の適用除外】

- ・ 東京都豊島区から、小規模保育所もバリアフリー法に基づく条例の対象であると言われていています
- ・ すなわち、小規模保育にも「誰でもトイレ」を設置しなくてはならない、ということになります
- ・ 0～2歳児は例え障害があっても車いすに乗って自分でトイレに行くわけではないので、誰でもトイレはもちろん必要ではありません。職員も通常のトイレで良いのは言うまでもありません
- ・ 実際に「誰でもトイレ」を強制された小規模保育所を視察したところ、物置になっていました。壮大な税金の無駄です
- ・ このようなナンセンスな事態が自治体の現場では起こっており、自治体担当者はその不合理的にさえ気づいていません
- ・ 一方、これが他の諸都市において実践されると、大規模改築が不可能なマンション等では一切小規模保育ができなくなってしまいます
- ・ Q&A もしくは通達等によって、バリアフリー法を機械的に小規模保育所に当てはめることに対し、注意喚起して頂きたいと思えます

【居宅訪問型】

- ・ 杉並区では、居宅訪問型の従事者を独自に「保育士資格がなくてはいけない」と定めようとしています
- ・ これは、居宅訪問型の保育者が家庭的保育者から横引きされており（厚労省令 61

号 39 条)、杉並区では保育ママが保育士であると定められているため、居宅訪問型もそこに引きずられて、要保育士資格となったようです

- もし、こういう自治体がたくさん出てくると、「制度はあれどサービスなし」になります。なぜなら、保育士の中で障害児保育ができる、また痰吸引や経管栄養に対応できる人間など、ほとんどいないためです。
- 障害の程度によりますが、児童発達支援事業施設で勤めたことのある児童指導員や、痰吸引研修を受けて現場で実践しているヘルパー（介護福祉士）等を排除してしまっただけでは、成り立ちません。
- そこで、Q&A において「居宅訪問型の保育者には、家庭的保育の研修を受ければ、ヘルパーや児童指導員、その他障害児保育に携わったことのある者はなれる」ということを明言して頂けませんでしょうか

以上

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財) 日本病児保育協会 理事長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹

緊急要望書

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会
代表理事 若盛 正城

今回の子ども・子育て支援新制度ならびに認定こども園制度は、我が国が抱える地方再生や人口減少問題、そして子ども子育てを取り巻く数々の問題を解決するための大きな力となることはもはや言うまでもありません。

私たち認定こども園実践者は、これまで現行制度の中で知恵と努力を重ねながら、社会構造の変化の中、利用者が安心して保育・教育を受けられ、子どもを産み育てやすい環境を作り出すために、先進的に取り組んでまいりました。そして、その実践により認定こども園が評価され、今回の制度改革において、新幼保連携型認定こども園が、学校教育施設であり、児童福祉施設でもある高い基準をもった施設として、子ども・子育て会議の中、全会一致で承認されたのだと考えております。

しかし長期にわたる内閣府を中心とする論議の中で、実践者向けの説明会や個別相談や様々な対応策等を図ってきましたが、まだ安心して移行することが出来ない事業者が存在することも事実であります。これは公定価格の積算のこれまでの私学助成の考え方との違い、各都道府県の私学助成の配分基準の違い、県単市単補助の関係、そして市区町村の利用者負担額の問題による特定負担額（上乘せ徴収）の可否など、様々な要因が考えられます。

我々事業主は、来年度からの新制度移行への判断、利用定員の設定等をすぐにでも行い、入園募集等において、利用者のために早急な判断をし、説明責任を果たさなければならない状況にあります。

国、都道府県、市区町村、関係各所、様々な知恵を集め、決して、現行の認定こども園実践者が認定返上をとるようなことなく、安心して利用者や地域の為に最善の判断ができるような施策あるいは、移行がスムーズにいくようなセーフティーネットの確立等の早急な対応とその方法の公表を強く要望いたします。

そして、新幼保連携型認定こども園が「地域と共にすべての子どもの最善の利益を守り、より質の高い教育・保育を提供する」認定こども園の目指すべき姿として、新制度の中で望まれる役割を存分に発揮できるような形となるよう、重ねてお願い申し上げます。